

互恵性に依拠するベーシックインカムは可能か

—— ジョン・ロールズの公示性概念の観点から ——

香 月 悠 希

京都大学大学院 人間・環境学研究科 相関環境学専攻

〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町

要旨 本稿は、ベーシックインカム（以下 BI）と互恵性概念の関係について、ロールズ正義論の重要概念である公示性の観点から考察するものである。よく知られているように、ジョン・ロールズは、BI は互恵性に反するという理由により、BI に対して否定的な立場であった。本稿では、このロールズの BI に対する否定的な見解を批判する二人の論者の議論を検討する。まず、BI は互恵性に依拠する必要はないとするフィリップ・ヴァン・パリスの議論を検討し、互恵性を否定する BI 論には、市民による BI への支持を調達するうえでの問題があることを指摘する。それに対し、福岡聡は、BI を互恵性にかなった制度として解釈しうることを強調するが、福岡の BI 正当化論にも難点がある。そこで本稿は、ロールズの公示性概念の観点から BI と互恵性の関係のあらたな解釈を提示・吟味したうえで、BI の正当化論が解決すべき課題を指摘する。

1. は じ め に

1.1. 本稿の内容

本稿は、ベーシックインカム（以下 BI）と互恵性（reciprocity）概念の関係について、ロールズ正義論の重要概念である公示性（publicity）の観点から考察するものである。これまで互恵性は、政治理論においては、選別的福祉を正当化する問題含みの概念として、批判的に検討されてきた。とりわけ、無条件の普遍的所得給付を実施する BI のアイデアとは根本的に相容れない価値と考えられている。

しかしながら、社会保障政策の規範的正当化を試みるうえで、互恵性はいまなお重要な論点を提起する概念として位置づけられている¹⁾。BI に対するもっとも重要な批判の一つに「BI は勤労者に対する搾取である」とするものがあるが、のちに詳しく述べるように、この批判は BI のような普遍的福祉と、社会保障政策の規範的価値としての互恵性のあいだにある緊張関係を問題にするも

のである²⁾。BI を勤労者に対する搾取とする批判が提起する問題は、マリブ海でサーフィンに興じるサーファーにたとえて「マリブのサーファー」問題と呼ばれるが、本稿の関心は、BI のような普遍的福祉を擁護する立場が、マリブのサーファー問題を解決する方法にある。探求の手がかりとして本稿が着目するのが、ジョン・ロールズの互恵性概念の解釈をめぐる BI 論争である。

ロールズは、BI 論においてもっとも有名なマリブのサーファー問題の提起者の一人である。当初ロールズは、財の分配原理の策定にあたって功績（desert）を考慮すべきでないという主張や、自尊の社会的基盤はもっとも重要な基本財であるという議論により、BI に好意的な論者であると考えられていた。しかしながらカール・ワイダーキストが指摘しているように、ロールズの「余暇に対する簡潔なコメント」という小論は、マリブのサーファー問題の象徴的な議論となっており、その解釈は論争となっている（Widerquist, 2013, p. 81）。この小論においてロールズは、可能であるならば余暇を基本財として算入してもよいと主

張しており、マリブのサーファーはもっとも不遇な者ではないとの認識を示している。本稿では、このロールズの主張に対する反論として、フィリップ・ヴァン・パリイスによるものと、福岡聡によるものを取り上げ、彼らの議論を検討する。

BI 論がマリブのサーファー問題への応答を試みるとき、たいいていは次の二つの戦略をとる。一つは、マリブのサーファー問題の根底にある規範的価値としての互惠性を何らかの形で相対化ないし否定すること。二つ目は、BI 自体を互惠的な枠組みとして解釈することである。このうち、前者にあたる議論を展開するのがパリイス、後者にあたる議論をするのが福岡である。パリイスと福岡は、いずれも、ロールズの議論に内在する労働中心主義的なバイアスを厳しく批判したうえで、ロールズの理論を脱労働主義的 BI 論として再構築することを試みている。

本稿が、パリイスと福岡によるロールズへの応答に注目するのは、それが自尊と互惠性という、今日の社会保障政策を議論するうえで、欠かすことができないと考えられている二つの重要概念をめぐる論争となっているためである。私見では、ロールズ本人は積極的に参入しなかったにも関わらず、BI 論においてその解釈が論争となっているのは、『正義論』以降の平等主義的な政治理論の流れに倣った、いわゆるロールズ産業としての BI 論という事情にのみよるものではない。そうではなく、ロールズ自身がこの二つの概念にそれぞれ積極的な理論的重要性を見出しており、それゆえ両者の関係について BI 論が生産的な解釈を試みる余地があるからである。

本稿の構成は次のとおりである。第二章では、BI と互惠性のあいだの緊張関係について概観し、その緊張関係を提起するものとしてマリブのサーファー問題を位置付ける。第三章では、互惠性に依拠しないかたちで BI の擁護を試みるパリイスの議論が検討される。第四章では、パリイスとは異なり、互惠性を重視しつつマリブのサーファー問題への対応を試みる福岡の議論を検討する。第五章では、BI と互惠性の関係について、ロールズの公示性概念にもとづいて分析をおこない、BI と互惠性の関係のあらたな解釈を提示する。第六

章では、結論として、本稿の議論からあらわれるいくつかの論点およびロールズの互惠性概念にもとづいて BI を正当化する議論が解決すべき課題の考察をおこなう。

2. BI と互惠性

本章では、BI と互惠性の緊張関係について説明する。パリイスは、BI を「政治的共同体によって、その成員全員に対して、個人ベースで、資力調査または就労要請なしに支払われる所得である」と定義しているが (Parijs, 2004)、とりわけ、BI の是非を問ううえで争点になるのは「就労要請なしに」という部分である。

本稿冒頭でも述べたように、BI の導入に反対する論者は、BI を、働く意欲がない者が勤労者を搾取する制度であるとする。その一方で BI 論者は、BI が就労要請なしに現金を支給することで、受給者にスティグマを与えない点に注目する。よく指摘されるように、既存の社会保障政策に対する BI の優位性は、それが就労調査や資力調査を伴わず、無条件で一律に支給されるがゆえに、受給者にスティグマを与えない点にある。選別的な福祉制度が受給者にスティグマを与えることは夙に指摘されるところであるが、BI には定義上そのような余地はないというのである。

ここで本稿が注目するのが、無条件の所得保障に対するロールズのスタンスである。

2.1. ロールズの両義性

BI 論にとってロールズは両義的な論者である。一方でロールズは、「自尊の社会的基盤」はもっとも重要な基本財であると説く (Rawls, 1999, p. 386=2010, p. 577)。それゆえ一見、ロールズは BI の強力な擁護者であるかのように思われる。しかしながら他方では、ロールズは互惠性の重要性をはっきりと強調し、「マリブのサーファーは自活しなければならない」と説く (Rawls, 2001, p. 179=2004, p. 312)。つまり、ロールズの理論のなかには、BI の特徴的な利点を評価する側面が含まれている一方で、BI に対して否定的な側面もまた含まれている。

2.2. ロールズの BI 否定論

まず、否定的な側面から検討していこう。マリブのサーファー問題を『正義論』の枠組みの中に位置づけると次のようになる。すなわちサーファーたちは仕事をしないから、当然生活水準は低く、もっとも不遇な者であるかもしれない。このとき格差原理は、マリブのサーファーたちの生活を保障することを命じるのであろうか。

ロールズの回答はネガティブなものであり、その理屈は次のとおりである。まず、誰もが標準的の就業時間働いていると仮定する。次に、一定量の余暇 (leisure) 時間を基本財の指数に含める。たとえば標準的の就業時間が一日当たり八時間だと仮定すると、一日あたりの余暇時間は一六時間となり、これが基本財としてみなされる。仕事をしない人間は八時間分人より多く余暇時間を持っているため、その分所得が低くなったとしても、余暇の増加分と相殺される。したがって、サーファーの生活を保障する理由はなくなるというものである。

ロールズがサーファーへの無条件給付に抵抗するのは、それがロールズの最重要概念の一つである互恵性と整合しないと考えられるからである。ロールズ正義論において契約当事者は、「他者に厚意を尽くそうとする持続的で強力な衝動を有しているわけではない」と規定される (Rawls, 1999, p. 13=2010, p. 21)。つまり、自分を犠牲にしても、他者の福利を増進することを望むという性向を人間は基本的に持ち合わせていないと考えられる。ロールズは、「公正としての正義」を構想するにあたり、すべての市民が全生涯にわたって協働すると仮定しており、誰もが喜んで働き、社会生活の負担の分担において自分の役割を進んで果たすという想定をおこなっているが (Rawls 2001, p. 179=2004, p. 311)、この想定が、就労や、就労以外のかたちによる社会貢献が、受給の条件として要求されることはないという BI の無条件性と衝突する恐れがあるのである。

以上で見た通り、ロールズは互恵性の観点から BI に反対していると考えられている。ただし、ここでは、次の二点に注意する必要がある。第一に、ロールズは互恵性について、利他的であると

いう意味での公平性と、相互利益のあいだに位置する道徳的観念として説明しており (Rawls 2001, p. 77=2004, p. 133)、それゆえ、たんに契約当事者において双方に利益があるような社会制度を編成すべきであると主張しているわけではない。田中将人が指摘しているように、格差原理が命ずる不平等是正の要諦は、公正な協働システムとしての社会に人々が参加できるように基本構造を調整することにある (田中, 2017, p. 162)。したがって、ロールズの格差原理や、格差原理が表現する互恵性の観念について論じるには、社会協働への参加をいかに促すかという視点からの評価を盛り込む必要があり、BI がロールズの互恵性概念と整合するか否かについても、その観点からの議論が求められることになる。

2.3. ロールズの「自尊の社会的基盤」と BI の親和性

第二に、ロールズは、もっとも重要な基本財として「自尊の社会的基盤」を挙げており (Rawls, 1999, p. 386=2010, p. 577)、これは BI の社会保障制度としての魅力を際立たせる有力な根拠になりえる。ロールズにとって自尊は、自分自身に対する価値についてのゆるぎない意識と、自分が決定した善の構想は努力して追求するに値するという確信を意味し、その社会的基盤は基本財である (cf. 福岡, 2014, p. 173 ; Rawls, 1999, p. 154=2010, p. 242)。もし自分の能力や人生計画に自信を持つことが出来なければ、我々はシニシズムに陥り、自分の人生計画を遂行することが出来なくなるであろう。このように、自尊は人生計画を追求していくうえで欠くことのできないものであるため、自尊の社会的基盤は基本財になるのである。言うまでもなく、この自尊の議論は BI 論に親和的である。選別主義的な社会保障政策が与えるスティグマは、個人の「自尊の社会的基盤」の保障を妨げられると思われるからである。

以上で見たような、ロールズの理論が持つ BI に対する両義的な性格をいかに評価するかが、BI と互恵性の問題の一つの争点となってきた。以下では、このロールズの BI に対する両義性について、それぞれ異なる結論を導いた二人の論者の議

論を検討する。まずは、互恵性に依拠しない BI 論として、パリイスによる議論を検討する。本稿がここでパリイスの議論に注目するのは、彼の BI 擁護論が、マリブのサーファー問題に代表される、互恵性にもとづく BI 批判へのもっとも精緻な反論として評価できるものだからである (cf. der Veen, 1998)。

3. 互恵性に依拠しない BI 論

はじめに、パリイスの BI 論の全体像について概観しておく。パリイスの BI 論には二つの柱がある。一つ目は左派リバタリアニズムであり、二つ目は左派ロールズ主義である。このうち前者は「自然の共同所有」と「完全な自己所有権」を要求する立場であり、後者は不平等が正当化される条件としてより不遇な人の境遇の改善を求める立場である (齊藤, 2010)。言うまでもなく後者はパリイスなりの格差原理の擁護であるが、パリイスの格差原理解釈には、格差原理が対象とする「格差」とはなんであるかについての注釈を要する。齊藤拓によれば、パリイスの「左派ロールズ主義」とは、個人が独力で手に入れたものではない「賦与 (endowment)」を公正に分配することによって、各人の実質的自由をレキシミン化³⁾せよと主張することである (齊藤, 2010, p. 193)。このとき、パリイスが注目する賦与として、政策的にもっとも重要性を持つものが「雇用レント」である。

3.1. 雇用レント

雇用レントとは、被雇用者が、その仕事から引き出す所得および所得以外の諸利益と、労働市場が均衡した場合に被雇用者が受け取ったはずの (実際より低い) 所得との差額のことである。雇用レントは自らの功績によって得るものではないため、雇用レントの専有を主張するのは正義に反する。これが雇用レント説である。

マリブのサーファー問題が提示している被雇用者の不満は「なぜ働いている我々が、職についていない人間にお金をあげなければならないのか」というものであるが、この不満に対して「雇用に

はレントがあり、有職者はそのレントを独占しているからだ」と答えるということである⁴⁾。

雇用レント説の立場を明確にするために、パリイスは次のような批判を想定する。すなわち、一部の人々が非自発的に失業するからこそジョブは資産となるのであって、労働しないことを選択した自発的失業者にレントを受け取る権利はあるのだろうか。仮に雇用レント説の立場を採るのであれば、ジョブの稀少さの影響を直接被っている非自発的失業者に限定して給付をおこなうべきではないか (Parijs, 1995, p. 109=2009, p. 177)。

この批判に対してパリイスは、善き生に対する多様な考えを差別的に扱うことを禁ずるリベラルな立場を保持しようと望むのであれば、そのような限定をすべきではないと反論する。なぜなら、非自発的失業者のみに焦点を当てた給付政策を採用すれば、特定の稀少な財に対する高価な志向を持った人々に根拠のない利益を与えることになるからである。

パリイスによれば、ロールズの格差原理解釈にも同様のバイアスがある。すなわち賃労働者を不当に優遇し、自発的失業者を差別するバイアスである。これでは働かないことに高い選好を持つ人間に対して不公正であるから、リベラルの立場に照らして不適切であるというのがパリイスの主張である。またパリイスによれば、仮に非自発的失業者が全くいない場合 (つまり、就業を希望する人間が全員就業できている完全雇用の状態) においても、雇用レントは存在する。なぜなら、自分が今ついている職業よりも魅力的な (と個人が思う) 仕事があるにもかかわらず、それに就くことが出来ていない人間は必ずいるからである。そして雇用にレントがあることを認めるのであれば、それは賃労働者に対する高税率の規範的根拠になるとパリイスは論じる。

以上のパリイスの議論には二点の問題が指摘できる。第一に、ロールズはすべての基本的諸自由の公正な価値を保障すべきとは主張していない。福岡が指摘しているように、ロールズの理論にあって公正な価値の保障がなされるのは「政治的諸自由」のみである (福岡, 2007a, p. 84)。第二に、パリイスの BI 論には勤労者が持つ勤労エー

トスに訴えかける点があり、これはパリイスのロールズ批判とも全体の主張とも整合しない。とりわけ二点目は無視できない論点を提示する。ここではパリイスの議論の問題点を確認するため、彼の左派ロールズ主義をより詳しく検討しよう。

左派ロールズ主義には、「民主制の拡張」と「連带的愛国主義」という二つのカギとなる概念がある (Parijs, 1995, p. 232=2009, p. 375)。このうち民主制の拡張とは、民主制を一国内の政治制度から超国家的なものへと拡張することを指す。苛烈化する国家間競争が福祉国家に及ぼす再編圧力が問題なのであれば、民主制を超国家的なものにしてしまえばいいという理屈である。パリイスは超国家的な民主制こそが万人の実質的自由のための制度的ツールになりうると考えており、「急速に縮小している国家間再分配の余地を保護し増強するためにも、それ自身の内在的理由からも、採用されねばならない第一の戦略である」としている (Parijs, 1995, p. 229=2009, p. 371)。

もう一つの連带的愛国主義は、民主制の拡張とは緊張関係がありつつも、それでもなお利用することのできる戦略として位置付けられる。連带的愛国主義とは、自国よりも再分配的ではない国外の体制を利用して、自国の再分配の枠組みを破壊しないことへのコミットメントのことである。パリイスがこの概念で対応したいと考えている事態は、市民たちは、他国が自国よりも福祉水準が低いことから得ることができる利得を得たがるというものである。ある国の福祉水準が低いということは、その国の再分配の負担が軽いということであり、結果としてその国で作られている製品は価格が安いかもしれない。また、再分配システムの貢献者たちは、より高い利益を得るために、福祉水準が低い国に生産要素を移したがるかもしれない。

パリイスによれば、自らのスキルとそのほかの資産によって再分配システムに貢献している人々に、連带的な正義概念への強いコミットメントが根底に備わっていることを期待できるとしたら、福祉国家への再編圧力は大幅に軽減されるかもしれないという。国外でさらに利益を得る方途を追い求めるような行為は抑制され、「結果としてそ

れは、競争による下方向への平準化に対する強力な防護と、——それがグローバル・レベルで実現するよりずっと前に——地域レベルにおける高い連帯意識が実現するための強固な基盤」をもたらすとパリイスは論じるのである (Parijs, 1995, p. 230=2009, p. 373)。そして、以上の内容を実現するような制度的含意がBIであるというのが、パリイスが言うところの「左派ロールズ主義」なのである。

ここで重要なのは、以上の議論がBIがいかにして制度的な安定性を持ち得るかという視点からのものであるということである。言うまでもなく、BIの制度的な安定性をいかに確保するかという問題は重要な論点であり、その点にパリイスが注意を払うのは当然と言える。

問題は、パリイスが、再分配システムへの貢献者たちになにゆえこのような連带的な正義概念を期待できるかについて、じゅうぶんに説明していないことである。パリイスは、ただ「彼らが、自らの関わる集合的プロジェクトに誇りを見出すとしたら、国外でもっと儲ける方途を追い求めるような行為…は、抑制されるだろう」と述べるだけで、どのようにして集合的プロジェクトへのコミットメントを調達するかという点についてはくわしく論じていない (Parijs, 1995, p. 230=2009, p. 373)。

誤解のないように述べておくと、パリイスはこのような連带的な人間の性向は、人間本性から自生的に現われることはほとんど不可能であると指摘している。しかしそうであれば、パリイス自身も明示的に指摘している通り、それらは「特定の社会的諸条件、社会生活を組織する特定のありようによって、涵養され、保持され、促進され、適切に管理され、発現させられる必要がある」だろう (Parijs, 1995, p. 229=2009, p. 373)。だが、善の構想に対する政府の中立性を重視するパリイスの立場と、この主張が調和するかは疑わしい。

しかしより大きな問題は、BIが連帯や勤労倫理の促進なしでも維持しうるとは、実のところパリイス自身も考えていないということである。ロールズがリベラルな平等主義者には概して不人

に「集合的プロジェクト」としての正義に適った社会が、そのプロジェクトの成員たちからの支持を得ることによって、安定的に持続するよう設計されることの重要性を認識していたからである。

むろん、格差原理において、社会協働からの離脱が懸念されているのはもっぱらもっとも不遇な者であるため、有能であったり富裕であったりする者の連帯と勤労のエートスをいかに促進するかというパリスの問題とは、一見異なるように思われる。しかし実際には、互惠性が欠如することによって離脱の恐れがあるのは、パリスがいみじくも理解しているとおり必ずしももっとも不遇な者とは限らない。ロールズは「公正としての正義を充たす秩序立った社会においては、もっとも不満を抱きそうな人々はもっとも有利な状況にある人々であるように見える」と述べており (Rawls, 2001, p. 125=2004, p. 220), 「サーファータちは自活しなければならない」というロールズのコメント (Rawls, 2001, p. 179=2004, p. 312) も、彼が「なぜ自分の労働で他人を養わなければならないのか」という社会保障政策に向けられる不信感の問題を重く捉えていたことを示唆している⁵⁾。しかしパリスは、ロールズの労働中心主義的バイアスを批判しつつも、BIの安定性を勤労者の勤労意欲に頼るのである。

3.2. BI と分断

人間は、インセンティブがあるからこそ権利や利益だけではなく義務の配分も含まれる社会協働にコミットメントするのであり、この点を見逃してしまうと社会協働は破綻してしまうというのが、ロールズの問題意識であった。この洞察が的外したものではないとすれば、再分配志向の強い福祉政策に反発する市民が、自分が社会保障の枠組みの中においてなした貢献が報われていないという実感ゆえに、社会保障政策への心理的コミットメントを弱める可能性も指摘することができる。齋藤純一は、現下の福祉国家においては連帯の基盤をなすような社会的経済的条件がなくなりつつあり、社会統合の基盤は目に見えて脆弱なものになっていると指摘する。その結果として、国民国家にはもはや生活保障を求めない人々が現れる一

方で、公的保障に頼らざるを得ない人々が、「あからさまなルサンチマンに曝されるようになっていく」という (齋藤, 2008, p. 153)。そのうえで齋藤は、社会の持続可能性ないし安定性は、そのすべての成員が、それをロールズが言うところの「公正な社会的協働のシステム」として、つまり、誰かが一方的な犠牲を強いられることのない「相互性」(互惠性)をそなえたシステムとしてみなしうるかにかかっていると主張する (齋藤, 2008, p. 163)。

もしBI論が、一方では勤労者や高所得者の勤労エートスを奨励することで制度の永続を図るにもかかわらず、他方でその制度の互惠的な解釈を拒むのであれば、制度の安定を望むことは難しいように思われる。事実齋藤は、勤労者の不満が非勤労者へのルサンチマンに転化しかねないという理由から、BIには否定的である (齋藤, 2017, p. 162)。

もともとロールズの『正義論』をはじめとした平等主義的政治理論の試みは、自助努力や自己責任を軽視した放縦な社会保障が「惰民」を生んでいるという批判に対する応答として構想されてきた経緯がある。重要なのは、社会保障政策を規範的に基礎づける上で、資源の強制的な移転に対する疑義を無視して社会保障政策を構想することは難しいということであり、その財源の調達のために重い税負担を課すことが予測されるBIにおいてはなおさらであろうということである。

4. 互惠性に基づくBI論

これまで、パリスによる互惠性に依拠しないBI論を検討してきた。本章では、互惠性に明示的に依拠するBI論として、福間のBI論を検討する。福間は、ロールズの理論はBIと矛盾しないという主張をもっとも明確に、かつ、ロールズの理論内在的に打ち出している論者の一人である。福間のBI論には、シティズンシップにもとづくものと、脱労働中心主義にもとづくものがある。それぞれ確認していく。

4.1. 「自尊の社会的基盤」を整備するための制度

福間のBI論は、ロールズ正義論の「自尊」の概念に理論的根拠を求めるものである。福間は、自尊の社会的基盤を、平等なシティズンシップ（成員資格）を実現するうえでもっとも重要なものと解釈しており、この解釈が妥当であるとすれば、ロールズの立場からもBIを支持することは可能であると主張する。議論をより精確に把握するために、まず福間の問題意識を概観する。

福間の問題意識は、民主社会における福祉への権利の根拠はいったい何であるかを見定めることにある。福間によれば、民主主義の正統性は各市民にシティズンシップを、すなわち、市民社会の中で平等な市民として活動しうることを十全に保障できるかどうかにかかっている（福間、2007b, p. 149）。というのも、民主社会の正統性は市民の支持を調達できるかにかかっているが、シティズンシップを保障しない政府を市民が支持することは考えにくいからである。したがって、資本主義経済から生じる経済的・社会的不平等が市民のシティズンシップを脅かすのであれば、民主社会はシティズンシップを保障するために不平等を矯正する福祉政策をおこなう必要があるという。問題は、そのような福祉政策はいかなるものであるかということにある。

福間は、平等なシティズンシップに基づく民主政体を実行可能な構想とするためには、市民がそのような政体の実現・維持に必要な道徳的諸能力をじゅうぶんに発揮できるような制度的保障が存在しなければならないと説く（福間、2007b, p. 150）。ここで福間が注目するのが、ロールズの正義の二原理である。

福間はロールズの正義の二原理を、市民にシティズンシップを保障する原理であると解釈する（福間、2007b, p. 151）。第一原理は、基本的諸自由の平等分配を命じており、すべての市民が、形式的にはあるが、社会の民主的運営に参加する自由が保障されることになる。第二原理の前半部分「公正な機会均等原理」では、すべての社会的・経済的地位がすべての市民に開かれることとなり、後半部分「格差原理」では、その社会で

もっとも不遇な者の利益に配慮し、その最大化が指示される。福間によれば、民主的な自由権の平等分配は、福祉への権利の保障を含意するという。市民が市民的自律や自由権を十全に行使するためには、生存権と適切な物質的供給が保証される必要があるからである。シティズンシップを保障するためには、機会や富の過度の不平等を削減するための福祉政策が必要になる。

さて、各市民に福祉への権利を保証するにあたって、すなわち、上記の目的に従って福祉政策を実施するにあたって、第一に配慮されるべきことはなんだろうか。ここで福間が注目するのが、ロールズの「自尊の社会的基盤」である（福間、2007b, p. 152）。

第二章で見たように、ロールズのいう自尊は、自分自身に対する価値についてのゆるぎない意識と、自分が決定した善の構想は努力して追求するに値するという確信を意味し、自尊の社会的基盤は市民にそれらを提供するものであるが、自尊の重要性はそれだけには留まらない。ロールズによれば、自尊は自身が社会における十全な協働的成員であるとの自負心に根ざすという（Rawls, 2005, p. 318; cf. 福間、2007b, p. 153）。つまり、ロールズの理論において「自尊」を構成するのは、たんに自分の善の構想は追求するに足るものであるという感覚だけではない。協働的な社会的活動に参加でき、社会の一員であることから派生する責務を果たしうるという感覚もまた、自尊の重要な構成要素であるということである（cf. 福間、2007b, p. 153）。自尊は社会協働に必要な道徳的能力の発展と行使と相互依存の関係にあり、単なる主観的な感情ではなく、社会協働そのものが促進され、円滑に進むために涵養されるべきものとして位置付けられ、それゆえ、正義の二原理がシティズンシップを制度的に保障するうえでは、自尊に注目することが極めて重要になるというのが福間の主張である。

ここで福間の関心は「財産所有の民主主義」に移る。財産所有の民主主義は、既存の福祉国家に対するロールズの批判意識が反映された制度論である。ロールズによれば、既存の福祉国家は、ナショナル・ミニマムを保障することには腐心する

ものの、富が社会の一部に集中することに対して関心を払わない。したがって、社会的・経済的格差が拡大し、市民の平等なシティズンシップが脅かされたとしても、福祉国家は無為無策を決め込むということになる。それに対し財産所有の民主主義は、ロールズ自身の表現を借りて説明すれば、「いわば各期の終わりに、さほど持たざる人々に所得を再分配することによってではなく、むしろ、各期の初めに、生産用資産と人的資本（つまり教育と訓練された技能）の広く行き渡った所有を確保すること、しかも、これらすべてを機会の公正な平等を背景にして確保することによって」、「適正な程度の社会的・経済的平等を足場にして自分自身のことは自分で何とかできる立場にすべての市民をおくということ」に関心を持つ（Rawls, 2001, p. 140=2004, p. 248）。

むろん、ロールズは自尊の社会的基盤を重要な基本財として見なしているから（Rawls, 1999, p. 386=2010, p. 577）、財産所有の民主主義が自尊を制度的に保障するものであるという解釈は不自然なものではない。問題はいかにして保障するかという、手段的・制度的な議論である。そこで福間が提言するのが、社会の各成員に対して一律かつ定期的に、政府によって無条件で支払われる BI である。福間は財産所有の民主主義にとって BI は「不可避で不可欠の社会保障政策」とであると断言する。なぜなら、自尊には自身の人生計画を遂行するための資源として「交換価値を持つ汎用的手段である所得」が必要であり、BI は人々にそれを保障するからである。

4.2. 福間のロールズ主義 BI 論

しかし、第二章でも見たとおり、ロールズ自身は無条件の所得保障には懐疑的であった。それを踏まえて福間は、主に以下の三点でロールズに対する反論を試みる。第一に、BI は、他の社会保障制度と異なり、人々をスティグマ化することのない社会保障制度であるということ。通常の社会保障システムは受給者の資産調査や働く意思を受給の条件とするが、「そのような調査は人びとのプライバシーを侵害する恐れがあり、またこれに伴って受給者を社会の落後者ないしは他者への依

存者としてスティグマ化」するかもしれない（福間, 2007a, p. 85）。BI は無条件に受給できる制度であるため、ほかの制度よりも自尊に配慮した制度であるといえよう。そのため BI は、その給付自体が基本財になるというより、その給付形態が自尊の基礎となりうると福間は主張する。

第二に、BI は、ロールズが正義の構想が満たさなければならない条件の一つとして挙げている「公示性」の条件を満たすこと。ロールズによれば、原初状態において契約当事者が選択する正義原理は、その原理が公共的に認知され、実効力のある規範として機能する必要がある。福間は、現行の年金や生活保護、様々な所得控除制度がこの条件を満たしているとは言い難いと指摘する。この点、BI の明瞭性は公示性条件を満たすものであり、それは社会の安定性に資すると福間は主張する。

そして第三のポイントは、ロールズの余暇に対するスタンスへの疑問である。ロールズは、可能であるなら余暇を基本財の計算にいれても良いとしているが、福間はロールズに対して、ロールズが余暇を基本財に組み入れたときに導入した想定と条件が妥当であるかについて疑義をさしはさむことによって、反論を試みる。

まず福間は、ロールズが「労働から得られた収入」と余暇を同等なものとして想定していること、さらにこの想定の背後には、「労働によって生活を豊かにする収入を獲得することはできるが辛い負担である」、「余暇は楽しい自由な時間だ」という二つの想定が存在していることを指摘する。この想定を導入することによって、余暇と賃労働との間にトレード・オフが存在することになるのである。

しかし福間によれば、自尊を軸にして考える場合、仕事は自尊を支える所得（個人的な財産）を獲得するための手段にはとどまらない。仕事自体が当事者にとって楽しく、仕事についていることが楽しいこともありうる。つまり、仕事をしている人間は、所得と自尊を仕事から両方得ることになるのである。他方、余暇はある程度の資産があることによってはじめて有意義なものとなるのであり、まったくお金がない状態で自由な

時間があつたとしても、それは退屈なだけであると福間は主張する。

したがって、「働かない人は八時間分多く余暇時間を持っているのであり、そうした増加分の八時間を、現に八時間働いているもっとも不遇な者の指数と等価に数える」のは不合理である。仮に不遇であっても、その仕事が自分の自尊を高めるものであると感じられるのであれば、その八時間を、お金がないために無為に過ごさざるを得ない八時間と同列に扱うことはできないからである。福間は、自尊の観点から余暇の時間を価値あるものとするためには、政治的な諸活動やボランティア、NPO 活動、そして趣味等の活動に従事できるような資金が必要となると主張する（福間, 2007a, p. 88）。

いま一つの反論は、「地位や仕事が希少ではなく、制限もされていない」という、ロールズが余暇を基本財に組み入れる際に満たすべき条件が、現代社会においては妥当しないであろうというものである。ロールズは政府が雇用の創出のために「社会が雇用者」になることを（最後の手段としてではあるが）提言するが、福間によればこの要求は時宜にかなっておらず、また無理に作り出された雇用が自尊の基礎になりうるかは疑わしいという（福間, 2007a, p. 89）。

しかし、一般に社会貢献と見なされる活動に一切関わらない市民と、BI を支える勤労市民との間にいかなる互恵の関係が成立するのかというマリブのサーファー問題は未だ残されている。この問題に対する福間の答えは、「我々の社会におけるほとんどすべての活動は貢献的活動であるとみなすことが出来、それゆえ人々の間で多くの場合互恵性は常に成立している」というものである（福間, 2007a, p. 91）。福間によれば、何らかの経済的利益をもたらす行為のみを貢献的活動と見なすのではなく、日がな一日海岸でサーフィンに興じている人であっても、そのようなサーファー目当てでビーチに来る観光客もいるとすれば、サーファーの行為はその土地の観光産業に貢献していることになる。また、政治家の活動も、非経済的ではあるが貢献的活動と見なすこともできるし、であれば、積極的に政治参加している人々も貢献

的活動を果たしていることになるであろう。

しかしながら、互恵性の要請に適う「貢献」をあまりに広く取ってしまうと、互恵性をあえて論じる意味は希薄となる（西村, 2015）。たとえば、一日中家でテレビゲームに興じる人は、何の貢献をなしているのだろうか。

4.3. ロールズの脱労働中心主義とアリストテレス的原理

福間は以上の問題に明示的に答えていないが、ロールズの卓越主義批判と「アリストテレス的原理」についての彼の見解は検討の手がかりになる。福間によれば、労働中心主義は卓越主義の一つの形であり、ロールズ正義論の要諦は、労働中心主義批判とその克服にある（Fukuma, 2017）。

福間はまず、ロールズが労働以外の活動も自尊の基礎となると考えていたことを強調する。また同時に、善の構想の多元主義をロールズが支持していたことを考えれば、労働を最大化されるべき唯一の価値とみなす卓越性原理の一種である労働中心主義は拒否されることになるだろうと主張する（福間, 2014, p. 186）。

さらに福間が注目するのは、アリストテレスの原理に適う活動であればどのような活動であれ、人々は自尊を得ることが可能であるとするロールズの主張である。

他の条件が等しいならば、人間は自らの実現された能力（先天的、もしくは訓練によって習得された才能）の行使を楽しみ、そしてこの楽しみはその能力が実現されればされるほど、その組み合わせが複雑になればなるほど増大する、と。ここでの直観的な考えは、人間はあることに一層熟達するようになるにつれて、それをすることを楽しみ、そして同等に巧くおこなうことができる二つの活動のうち、より複雑で鋭敏な識別力の幅広い範囲を要求する活動の方を選好する、というものとなる。たとえば、本将棋ははさみ将棋よりも複雑で難解なゲームであり、代数学は初等算数よりも込み入っている。したがってアリストテレス的原理によると、両方ともできる

人は一般的に、はさみ将棋をするよりも本将棋を指すことのほうを好み、そして算数ではなくむしろ代数の方を勉強するであろう。私たちはここで、なぜアリストテレス的原理は真であるのかを説明する必要はない。複雑な活動の方がより楽しいのは、おそらく、そのような活動は多様で新奇な経験を享受することへの欲求を充たし、創意工夫に満ちた行為をおこなう余地を残すからだろう。また複雑な活動は予測や驚きに伴う快楽を喚起し、多くの場合そのような活動の相対的形態や構造的発展は魅力的であり、見事なものとなる。(Rawls, 1999, p. 374=2010, p. 560)

さらに、アリストテレス的原理を満たしている活動であれば、それは他者が支持し、楽しんでもいるであろうとロールズは想定する。

さらに、アリストテレス的原理には随伴効果がある。よく訓練された才能を他者が行使するのを目撃するとき、こうした才能の発揮は、私たちの楽しむところとなり、また自分自身でも同じことができたらいなという欲求を喚起する。自分の自然本性においては潜在的に見える才能を行使できる人々のようになることを、私たちは欲しているのである。(Rawls, 1999, pp. 375-376=2010, p. 562)

福間は、アリストテレス的原理を満たしている活動を、互惠的な活動であると社会的に認めることが、自尊の社会的基盤となると主張する(福間, 2014, p. 188)。成員達が互いの努力をアリストテレスの原理に適ったものとして相互に承認しあうコミュニティを保証すること自体が、自尊の基礎となるということである。

以上の見解を踏まえて、マリブのサーファー問題への福間のスタンスを整理しよう。まず福間は、労働中心主義を卓越性原理であると主張したうえで、貢献として見なされる活動が労働一辺倒であることを批判し、さらにロールズのアリストテレスの原理解釈を踏襲することで、この原理に適った活動であれば、そうした才能の行使は他者にも

認められうる貢献であると考えていることになる。

しかし、この議論には次の三つの問題点が指摘できる。第一に、労働中心主義を卓越性原理であると指摘したとしても、マリブのサーファー問題を回避することはできない。マリブのサーファー問題に代表されるようなBI批判は、BIを勤労者の搾取として見なしていることにその特徴がある。スチュアート・ホワイトが指摘しているように、卓越主義の一形態としてこの批判を理解してしまうと、BIは勤労者と非勤労者の不公平を招くという重要な問題提起を見逃すことになる(White, 2006)。

第二に、アリストテレス的原理はあくまで「想定」であり、その随伴効果をロールズは論証していない。したがって、ロールズの主張を踏襲しただけでは、「一般的に貢献とみなされていない活動」を互惠的であると説得的に主張することはできないであろう。そもそも、アリストテレスの原理とその随伴効果を前提とすることが妥当なのであれば、マリブのサーファー問題が提起されることはないように思われる。

第三に、福間はロールズの善の構想に対する多元主義的な中立志向を高く評価しているものの、アリストテレスの原理を中心としたロールズの主張は、包括的な人間観に支えられているように思われる。事実、アリストテレスの原理が説かれている『正義論』の第三部は、それ自体が濃厚にして包括的な善の構想であり、それゆえ後期のロールズは第三部の議論を放棄したという指摘もある(渡辺, 2007)。公共政策を立案するうえでは一定の善の構想を前提とすることは不可避かもしれないが、それにしてもアリストテレスの原理を中心としたロールズの構想は包括的に過ぎるように思われる。

本稿の関心に照らして検討すると、とりわけ重要なのは一点目の批判である。BIに反対する論者は、勤勉に働く労働者が、仕事をせず日がな一日サーフィンに興じているサーファーたちの生活を保障するという状況は正当化できるのかという問いを提起しているのであって、卓越主義としての労働中心主義の正当化はまた別問題である。それゆえ、労働中心主義の卓越論的な側面を指摘す

るという福間の戦略では、マリブのサーファー問題にじゅうぶんに応答することができないのである。

5. BI と公示性

ここで本稿が目指すのは、ロールズの公示性の議論にもとづく BI 擁護論の可能性である。第四章で見た通り、福間は BI がロールズの主張においても正当化可能と考える理由の一つに、BI の明瞭性が公示性条件を満たし、それが社会の安定性に資すると思われることを挙げている（福間, 2007a, p. 86）。福間は、ロールズが甚だしい政治的・経済的不平等はそれ自体として悪であると言及していることを強調したうえで、「公共的世界の完全な構成員として、また自由で平等な市民として、社会と同胞市民から承認されているという自尊の意識を人々に保証するための社会的基礎となる所得の分配システムであるという理由から、ロールズの構想に基づいても」BI は擁護しうることを示唆している（福間, 2014, p. 195）。しかし、ロールズの理論における公示性と互恵性の関連、そしてその両者と自尊の社会的基盤との関連をふまえた包括的な検討はなされていない。

そこで本章では、ロールズの公示性概念が自尊や互恵性と密接に結びついていることを明らかにしたうえで、公示性概念が BI と互恵性の関係を再構成する議論の提示を試みる。

5.1. ロールズ正義論における公示性

公示性について説明する前に、ロールズ正義論におけるこの概念の位置づけを簡単に説明する。ロールズによれば、正義の構想は次の三つの条件を満たすものでなくてはならない。第一に公示性、第二に互恵性、第三に安定性 (stability) である (Rawls, 2001, pp. 120-121=2004, p. 212)。このうち公示性は、社会を統べる原理が適切に運用されているかどうかを、社会を構成する市民たちが知ることができることを意味する (Rawls, 2001, p. 86=2004, p. 153)。社会を規定する原理原則はその性質上、市民がそれを把握し適切に運用されているかを理解し、肯定できるものでなければならない

い。

しかし、そもそもなぜ、社会を規定する原理原則が市民に把握されている必要があるのだろうか。それは、ロールズが社会制度自体に教育的役割を求めており、その教育的役割を制度が十全に果たすことは、正義の構想自体が支持を調達するうえで欠くことができないと考えているからである (Rawls, 2001, p. 122=2004, p. 214)。

われわれの目的にとって、公示性条件の一つの重要な帰結は、それが正義の政治的構想に教育的役割を与えるということである。われわれは、常識的な政治社会学の一般的事実として、秩序だった社会で育つ人々は、その公共的文化や、それに含まれている人格や社会の構想から、市民としての自己理解をかなりの部分、形成するだろうと考えている。公正としての正義はそうした文化に属する基礎的な直観的諸観念から組み立てられるのだから、この役割は公正としての正義にとって中心的なものである。(Rawls, 2001, p. 122=2004, p. 214)

それゆえロールズにとって社会制度の教育的役割は、「互恵性の諸根拠のための足場を提供する」ほどの理論的な重要性を持つ。

では、なぜ社会制度は教育的役割を果たさなければならないのか。ここで登場するのが安定性の議論である。ロールズによれば、正義の構想は安定性を持たなければならず、また「安定性」を持つためには、次の条件を満たす必要がある。すなわち、「正義の構想が社会システムによって実現されていることが公共的に承認されており、その承認が当の構想に対応する正義感覚を生み出す傾向があること」である (Rawls, 1999, p. 153=2010, p. 240)。つまり、社会の基礎構造が（格差原理を含む正義の二原理のような）正義の原理が満たされていると公共的に知られている場合、その社会に暮らす人々は、その原理に対する心理的なコミットメントを確かなものにするであろうし、それゆえその正義の構想は、人々の支持に裏打ちされることで確かな安定性を持つということである。

このメカニズムによって、正義の構想は、それ自身で支持を調達することが出来、自己執行力を持ちうることになる。

安定性はロールズにとって重要な概念である。というのも、いかに「公正としての正義」が正義に合った「正義の構想」であったとしても、それが人々の支持を調達できるものでなかった場合、不満を抱いた人々の不服従に直面することになるからである。

したがって、安定した立憲政体は、政治的生活に関する協調的徳性の涵養を促進するものでなければならない (Rawls, 2001, p. 116=2004, p. 205)。そしてそのためには、公示性の条件を充足することによって、正義原理が社会の基礎構造において実現されていることが市民の共通認識になる必要がある。

冒頭で述べたように、ロールズは原初状態にある契約当事者は「他者に厚意を尽くそうとする持続的で強力な衝動を有しているわけではない」と規定しているが、これはきわめて重要な規定である。もし社会制度が互恵的でない（つまり、社会協働が自分にとっては負担が要求されるばかりで益のないものである）と認識されてしまえば、社会協働へのサボタージュを誘発し、社会協働は危機にさらされてしまうからである。

以上の理路により、公示性の重要性が導かれる。互恵性の条件を充足した正義の構想が、市民に対して公共的に示され、教育的役割を果たすこと。すなわち、正義の構想が公示性条件を満たすことによって、市民は政治的生活に関する協調的徳性を涵養し、コミットメントを強め、正義の構想は安定性を獲得するのである。

5.2. 公示性と自尊の社会的基盤

以上、ロールズの理論における公示性の位置付けについて確認してきたが、ここで注目したいのは、公示性と自尊の社会的基盤の関係である。というのもロールズは、原初状態において採択される公共的構想は公示性の観点から審査されなくてはならず、それはとりわけ自尊の社会的基盤への影響の点から重要であると繰り返し強調しているからである (Rawls, 1974, p. 641)。ロールズによ

れば、格差原理の強みは、社会の中で相対的に恵まれた人々が、互恵性の表現である格差原理を支持することで、自分が互恵性の観念を受容しているということをもっとも明快な形でより不遇な人々に伝えることができるところにある (Rawls, 2001, p. 90=2004, p222)。

特に重要なのは、格差原理がこうにして伝えるメッセージ自体が、不遇な人々の自尊の社会的基盤の一つになりうるということである⁶⁾。ロールズは格差原理が含意するものとして「互恵性」や「友愛」を挙げているが、栗村亜寿香はとりわけ格差原理が伝えるメッセージの中でも「偶然性の利用を控えること」に注目して、格差原理が公示性を持つことが自尊の社会的基盤を個人にもたらしうるメカニズムを説明している (栗村, 2017, p. 177)。

栗村によれば、ロールズはもっとも不遇な人々を単に所得や富といった基本財を基準に選別している一方で、運に恵まれない人々としても描き出しており、同時に格差原理は「運の恣意性に対処する公正な方法」として、さらには「自然的・社会的偶然を自分のためにのみ利用するのを慎む」ことを表明するものとして描いている。つまり、ロールズは怠け者や無能者の烙印を押され自尊を損ねがちな社会的・経済的に恵まれない人々を、たまたま環境に恵まれなかったり様々なアクシデントに見舞われたりしたのだと見る視点を提示している。格差原理はそうした人々の利益を優先させることを指示する原理だが、そのような内容を持つ原理が公共的に合意されていること自体が、不遇な人々の自尊の喪失を緩和するというわけである。

5.3. 公示性概念にもとづく BI 擁護論

では、以上のロールズの議論を踏まえて BI を検討してみよう。公示性の議論からは、次の三つのことが言えるだろう。

第一に、公示性の議論は BI の「シンプルであること」の魅力を際立たせる。福岡も指摘しているように、BI は給付の受給にあたって申請・審査を要さず、すべての市民に一律で同額を給付するという点できわめてシンプルなアイデアである

ため、それが制度としていかに執行され、どのように人々の生活を支えるものであるかについての原理としての透明性は高いと言える。

第二に、公示性の議論は、BI の特徴的な利点とされる「自尊の擁護」の射程をより広くする。多くの BI 論では、BI のシンプルさは選別的福祉の受給者および潜在的受給者が感じるスティグマに焦点を絞って強調されるものであったが、公示性の概念を導入することによって射程はより広くなるように思われる。すべての人に無条件に所得を給付する BI は、自分が社会保障制度によって支えられているという感覚をすべての人に与えると思われるからである。

第三に、これは一つ目の「シンプルさ」と二つ目の自尊の議論と直接つながるものであるが、ロールズの公示性の議論は BI と互恵性の関係を再構成する契機を持つ。ロールズによれば、自分が制度によって支えられているという感覚は社会協働を統制する正義原理へのコミットメントを強めることになる。とりわけこの点は本稿の関心に照らして重要である。ロールズは、正義の二原理が公共的に承認されることの意義について、次のように強調する。

…二原理を公共的に承認したことは人々の自尊に対する強大な支援を提供するし、ひいてはこれが社会的協働の実効性を増強する…したがって、正義の構想の望ましい特徴は、それが人びとがお互いに払う敬意を公共的に表明するはずのものだという点にある。このようにして、人びとは自分自身に価値があるという感覚を確実にする。…社会がこの二原理に従うならば、全ての人の善は相互便益の制度枠組みに含められ、各人の奮闘努力の賜物である制度の内部で人びとの善を公共的に肯定、擁護することを通じて、人びとの自己肯定感が支えられるからである (Rawls, 1999, p. 155=2010, pp. 242-243)

正義の二原理の公共的な承認が、「人々の自尊に対する強大な支援を提供」し、さらにそれが社会的協働の実効性を補強するのだとロールズが主

張していることは、BI を考えるうえで重要である。というのも、2.2 で指摘したとおり、BI がロールズの互恵性概念と整合するか否かについては、社会協働への参加をいかに促すかという視点からの評価を盛り込む必要があるためである。

正義の二原理が満たされているとき、各人の基本的な諸自由は確保されており、格差原理が定義する意味において、すべての人は社会的な協働によって便益を受けている。それゆえ、「自分自身の善を肯定・擁護してくれるものなら何であれ、人々はそれを愛し、慈しみ、そして支援する傾向がある」という心理法則を使って、社会システムおよびそれが満たす原理の両方が受託されるわけを説明することができる。すべての人の善は肯定・擁護されているので、その制度枠組みを支える性向を誰もが習得する (Rawls, 1999, p. 153=2010, p. 241)

このように、ロールズは、自分自身の善を肯定・擁護してくれるものなら何であれ、人々はそれを愛し、慈しみ、そして支援する傾向があるとしているが、これは、BI のような無条件性を持つ普遍的福祉政策を支持する根拠になるであろう。従来、BI は受給にあたって条件を課さないがゆえに「マリブのサーファー」を許容してしまうという点が繰り返し指摘され、そこがロールズの互恵性と衝突すると考えられてきた。しかし、BI が市民権を持つすべての人間に普遍的に受給を認める給付であること、それがシンプルに示されていることが、格差原理が表明するメッセージを市民に伝え、自尊の社会的基盤を提供することにつながり、その結果、社会協働を統制する正義の原理に対する忠誠が高められ、その安定性をより増していく。このように考えるのであれば、ロールズ的な互恵性と BI の関係に、再構成の余地が生まれる。自分は制度によって支えられているという感覚が、社会協働に対するコミットメントを調達し、BI は人々に互恵的な枠組みへの参加を促すからである。

では、以上のような立場から、マリブのサー

ファア問題に対して回答を与えるとするならば、どのようなものになるであろうか。それは「たとえ今は何の貢献もしていない人に対しても、BIのような公示性を持つ社会保障制度が発するメッセージ自体が当人の自尊を保障するため、将来的には貢献が促されるかもしれない」というものになるであろう。この回答がもつ含意については、第六章にて検討を試みる。

6. ま と め

以上、本稿では、BIと互恵性の関係について、公示性の観点から考察してきた。「政治的共同体によって、その成員全員に対して、個人ベースで、資力調査または就労要請なしに支払われる所得である」BIは、資力調査と就労要請なしに給付される点が規範的な議論の争点となってきた。ここで提起されるのが、BIは勤労者を搾取し、社会の互恵性を損ねる制度ではないかという、いわゆるマリブのサーファア問題である。一方で、その無条件性ゆえにBIは受給者のスティグマ化を回避しようという特徴的な利点を評価する者も少なくない。ロールズの正義論は、互恵性と自尊の社会的基盤という、BIの利点と難点に対応する要素を兼ね備えているがゆえに、論争の的になったのである。

本稿で検討した二人の論者は、いずれもBIを積極的に擁護しながらも、マリブのサーファア問題に対しては異なった態度をとっている。二人の態度を分けるのは、互恵性をいかに評価するかである。パリスは、互恵性に理論的な重要性を認めない。しかしながら、BIの安定性をいかに確保するかという問題においては、各人の連帯的志向に期待する。一方福間は、ロールズの互恵性を積極的に評価しつつ、脱労働中心主義的契機に活路を見出した。福間はロールズのBI批判に卓越主義的、もっといえば労働中心主義的なバイアスを見出しているが、マリブのサーファア問題を卓越主義の一種としてみなす解釈が、適切なものであるかは疑わしい。

そこで本稿が目したのが、公示性にもとづいて、互恵性に依拠するBI論を再解釈することで

ある。福間も指摘しているように、BIはシンプルである点で公示性の条件に適い、それは社会協働の安定に資するものである。しかしより重要なのは、ロールズにとって格差原理がそうであるように、原理や制度が公示的であることが、市民の自尊の社会的基盤を効果的に支えるということである。そして、自尊の社会的基盤を保障された市民は、社会協働に対するコミットメントを持ちうるという点で、安定性のみならず互恵性の契機を見いだすこともできる。

結論としては、以上のような意味で互恵性を捉えれば、互恵性に依拠するBIは可能である。ただし、ここで注意しなければならない点として、以下の四点を挙げておきたい。第一に、本稿の議論は、BI固有の擁護論にはならないこと。第二に、本稿は、ロールズの制度構想である「財産所有の民主主義」がBIを必然的に要請すると主張するものではないということ。第三に、二点目に関連して、格差原理の解釈の問題が残されていること。そして第四に、本稿の互恵性解釈の問題点と、その意義についてである。最後に、これらの四点を考察することで、本稿の結論としたい。

まず、本稿の議論は、BIのみに関わるものではない。BIは公示性に配慮した政策であるかもしれないが、その他の普遍的福祉政策もまた、BIと同等か、あるいはそれ以上に公示性条件にかなった政策であることも考えられる。すなわち、給付が現金であるべきか現物であるべきか、あるいはサービスであるべきかは、なおオープンな問題として残されているのである。たとえ給付されるのが現金であろうと食券であろうと、あるいは不動産であろうと、給付の形態によっては個人が尊重されていることのメッセージとして機能することはありえる⁷⁾。ロールズの公示性概念はBIのみを排他的に正当化するものではなく、普遍的福祉政策全般をその射程に含むものとして理解するのが適切であろう。

また同時に、ロールズの「財産所有の民主主義」がBIを必然的に要請すると主張するわけでもない。福間は、BIは財産所有の民主主義において「不可避で不可欠の社会保障政策」であると断言しているが、BI以外にも公示性条件にかな

う普遍的福祉政策が考えられる以上、「不可避で不可欠」であると主張するのは尚早であるように思われる。もし格差原理（財産所有の民主主義）がBIを要請するのだと主張するのであれば、より包括的な格差原理解釈が示されたうえで、競合するその他の制度との、社会政策についての実証的な知見をふまえた比較検討が求められることになるであろう⁸⁾。

また、さらに踏み込んで言えば、BI論が従来論敵としてきた選別的福祉政策が、公示性条件を本当に充足できないのかについても、さらなる検討が必要であろう。というのも、理論的には、選別的な福祉制度であるからといって、必ずしも公示性条件を満たさないと限らないからである。仮に選別がおこなわれるとしても、その選別の基準が明瞭で、受給の可否が納得のいくものである場合、さらに、受給が認められなかったとしてもまた別の制度によって包摂されうるといった場合は、社会を統制する原理としても、当の制度にしても、公示性や互恵性の条件を満たしていないと評価することは適切ではないと思われる。

三点目に、BIにおける格差原理解釈の問題である。すなわち、BIはもっとも不遇な者に対して、最大の便益を保障するのであるかという問いが残っている。もともと、格差原理がどのような所得移転政策を要請するかは議論的となってきたが、パリイスが指摘するように、社会的・経済的便益の厳密な指標が提示されない限り、実質的な議論はできない（Parijs, 1995, pp. 94-95=2009, p. 154）。ただパリイスは、ロールズが示唆している社会的・経済的便益の類型を考慮する限り、パリイスが主張するような持続可能な最高水準のBI給付は、もっとも不遇な者の便益を最大化するであろうと述べている。

しかし本稿でも見てきたように、パリイスのBI構想は互恵性に配慮していないがために、その制度的安定性に疑問が残る。かといってBIが必要最低限のニーズを充たす水準の給付にとどまる場合、それがもっとも不遇な者の最大の便益を保障するものであるかは疑わしい。ロールズがもっとも不遇な者の生存をただ保障するだけの福祉国家に批判的であったことを考えれば、必要最

低限のニーズを保障するだけのBIを格差原理が要請するとは考えにくい。

格差原理は、パリイスが言うように持続可能な最高水準のBIを要請するのか、あるいはその他の政策をBIと併せて要請するのか。先述したように、本稿の議論はBIに固有の議論ではなく、そもそもBIよりも望ましい政策があるという可能性も排除していない。

そして最後に、本稿が提示する互恵性の解釈の問題点とその意義についてである。4.2において、互恵性の要請に適う「貢献」を広くとることの問題を指摘したが、本稿で提示する互恵性の解釈およびそこから導かれる「貢献」もきわめて「広い」ものであろう。この「広い」互恵性解釈をいかに評価するかは議論がわかれるところであろうが、最大の懸念は、本稿で提示したような互恵性解釈によるBIの正当化が、社会協働への広範な支持を調達するかどうか定かではないということである。たしかに、ロールズが言うように、もっとも不遇な者がBIによって自尊を醸成され、社会協働へのコミットメントを（主観的に）強めるといった現象はおこりえるかもしれない。しかし、その社会協働へのコミットメントが、他の社会協働のメンバーから互恵的なものとして評価されるかどうかは、現実にはまた別問題である⁸⁾。

ただ、あえて本稿のように「広い」互恵性解釈をとる意義を強調するとすれば、それは、社会保障の枠組みにおける「貢献」と「受給」の間の同時性や等価性をきわめて緩くとらえることを規範的に正当化するところにあるだろう。すなわち、稼得能力があるにもかかわらず、貢献的活動をまったくおこなっていないという人がいたとしても、その人が将来においてなんらかの「貢献」をするかもしれないということを根拠にして、受給を規範的に正当化するということである。よく指摘されるように「貢献」と「受給」の関係性をあまりにも厳格に理解することには問題も少なくないため（cf. 西村, 2015）、その関係性を緩和する一つの根拠を与えるという点で、本稿のような公示性概念にもとづくBI擁護論にも一定の意義が認められるように思われる。ただし、このような解釈が説得的なものとして評価されるか否かは、

結局のところ、その社会における公共的な討議に委ねられるほかない。

注

- 1) 互恵性とは、自身の利他的な行動が、他者からの見返りによって報われることである。瀧川裕貴が指摘するように、互恵性は社会学や人類学において第一級の重要性を与えられている概念であり、研究の蓄積も多い（瀧川、2009, p. 21）。
- 2) 社会保障論における普遍主義とは、社会保障を市民が普遍的に受け取ることでできるサービスとして位置付ける考え方のことであり、通常選別主義との対比によって説明される。選別主義とは、資力調査や労働調査などを行うことによって給付を限定する考え方であるが、そのような選別を行わないのが普遍主義として解される（秋元、2016, p. 5；久本、2015, p. 210）。
- 3) レキシミン化とは、もっとも不遇な者の効用がもっとも高められている社会がもっとも望ましいとするマキシミン原理を辞書式に適用していくことによって、より不遇な者の境遇をより改善することを指す。
- 4) 齊藤は、パリスの雇用レント説（資産としてのジョブ論）の利点として、従来の雇用レント説が抱えるレントの独占がジョブの不足によって生じているのか、個人の能力の違いによって生じているかの違いを差別的に扱えないという問題を克服していることを挙げる（齊藤、2010）。
- 5) 実際ロールズは『正義論』において、格差原理が「一見して、この原理は最も不遇な人々に不公正な偏りを示すように見える」ことを懸念し、その反論に努めている（Rawls, 1999, p. 88=2010, p. 138）。亀本洋が指摘しているように、ロールズは格差原理が恵まれた人々から受容されるか否かが最大の問題であると考えており、それゆえ、恵まれた人々は生まれつき優れた能力を持っている点で恵まれたポジションにあるとか、高所得であるといった点を強調しているのである（亀本、2005, p. 276）。ただし本文でも指摘している通り、ロールズが強調する「コミットメントの緊張」は基本的にもっとも不遇な者に焦点を当てたものである。ロールズがもっとも不遇な者に向けられる不満の問題にどれほどの注意を払っていたか定かではないが、無条件の所得補償には懐疑的であったことは無関係ではないと思われる。
- 6) ロールズによれば、格差原理は互恵性を表現するのみならず、そのほかにも友愛の原理の解釈も提示する（Rawls, 1999, pp. 90-91=2010, pp. 141-143）。
- 7) BIと競合する普遍的福祉政策のアイデアとして、ベーシックキャピタル（以下BC）がある。BCとは、BIのような定期的に給付される現金給付ではなく、人生のある時期において一回限りの

まとまった額の現金を給付する政策構想である。その代表的な提唱者であるブルース・アッカーマンとアン・アルストットによれば、全ての市民は21歳に達した時に一律8万ドルの給付（ステーク）が与えられるべきである（Ackerman & Alstott, 2000）。本稿ではBCの議論には立ち入らないが、公示性の議論がBCを排除しないことは指摘しなければならない。誰もが成人した際に、一律無条件で資産が給付される制度は、そのシンプルさにおいてBIと遜色ないものである。

- 8) 脚注5)を参照。

参考文献

- Ackerman, B. A., & Alstott, A. (1999). *The stakeholder society*. Yale University Press.
- Fukuma, S. (2017). Meaningful work, worthwhile life, and self-respect: Reexamination of the Rawlsian perspective on basic income in a property-owning democracy. *Basic Income Studies*, 12(1), 517-545.
- Rawls, J. (1974). Reply to alexander and musgrave. *The Quarterly Journal of Economics*, 88(4), 633-655.
- Rawls, J. (1999). *A Theory of Justice Revised Edition*. Cambridge: Belknap Press of Harvard University Press. (川本隆史・福間聡・神島裕子訳 (2010) 『正義論』[改訂版] 紀伊國屋書店)
- Rawls, J. (2001). *Justice as fairness: A Restatement*, Cambridge: Belknap Press of Harvard University Press. (田中成明・平井亮輔・亀本洋訳 (2004) 『公正としての正義再説』 岩波書店)
- Rawls, J. (2005). *Political liberalism* (Expand ed.). Columbia University Press.
- Van Der Veen, Robert J. (1998). Real freedom versus reciprocity: Competing views on the justice of unconditional basic income. *Political Studies*, 46(1), 140-163.
- Van Parijs, P. (1995). *Real Freedom for All: What (If Anything) Can Justify Capitalism?*. Oxford University Press. (後藤玲子・齊藤拓訳 (2009) 『BIの哲学：すべての人にリアルな自由を』 勁草書房)
- Van Parijs, P. (2004). Basic income: A simple and powerful idea for the twenty-first century. *Politics & Society*, 32(1), 7-39.
- White, S. (2006). Reconsidering the Exploitation Objection to Basic Income. *Basic Income Studies*, 1(2), 1-17.
- Widerquist, K. (2013). Introduction: Reciprocity and Exploitation. in K. Widerquist, J. A. Noguera, Y. Vanderborcht, and J. D. Wispelaere (Eds.), *Basic Income: An Anthology of Contemporary Research*, Chichester, Wiley-Blackwell, 81-83.
- 秋元美世 (2016) 「普遍主義・選別主義・ターゲティング：社会福祉の対象設定のあり方」『東洋大学社会福祉研究』9, 3-10.
- 亀本洋 (2005) 「格差原理にかかった分配ルールはど

- のようにして作成されるのか』『法学叢書』156 (5-6), 271-281.
- 栗村亜寿香 (2017) 「ジョン・ロールズの「自尊の社会的基盤」の検討」『人間・環境学』26, 171-182.
- 齊藤拓 (2010) 「政治哲学的理念としてのBI」立岩信也・齋藤拓著『BI：分配する最小国家の可能性』青土社, 189-281.
- 齋藤純一 (2008) 『政治と複数性』岩波書店.
- 齋藤純一 (2017) 『不平等を考える：政治理論入門』ちくま新書.
- 瀧川裕貴 (2009) 「互恵性に基づく平等の規範理論」『理論と方法』24, 21-39.
- 田中将人 (2017) 『ロールズの政治哲学：差異の神義論＝正義論』風行社.
- 西村淳 (2015) 「社会保障の規範的基礎についての考察：法学理論と規範理論を手掛りに」, 『年報公
共政策学』9, 107-126.
- 久本憲夫 (2015) 『日本の社会政策』ナカニシヤ出版.
- 福岡聡 (2007a) 『ロールズのカント的構成主義：理由の倫理学』勁草書房.
- 福岡聡 (2007b) 『福祉国家の原理と課題』柘植尚則・田中朋弘・浅見克彦・柳沢哲哉・深貝保則・福岡聡著『経済論理のフロンティア』ナカニシヤ出版, 146-157.
- 福岡聡 (2014) 『「格差の時代」の労働論：ジョン・ロールズ『正義論』を読み直す』現代書館.
- 渡辺幹雄 (2007) 『ロールズ正義論とその周辺：コミュニティアニズム, 共和主義, ポストモダニズム』春秋社.

Is Reciprocity-based Basic Income possible? —— From the perspective of Rawls's concept of Publicity ——

Yuki KATSUKI

Graduate School of Human and Environmental Studies,
Kyoto University, Kyoto 606-8501 Japan

Summary The aim of this paper is to examine the relationship between Basic Income (BI) and the demand of reciprocity from the perspective of Rawls's concept of Publicity. John Rawls, as is well known, have a negative view on BI because it seems to be a system that violates the demand of reciprocity. In this paper, I examine the arguments of two critics of this view. First, I consider the argument of Philippe Van Parijs that BI does not need to rely on reciprocity. I point out that the theory of BI that denies reciprocity has some difficulties in gaining support for BI from citizens. On the other hand, Satoshi Fukuma discusses that BI can be interpreted as a reciprocal system. However, I argue that Fukuma's justifications of BI has some drawbacks. Therefore, I attempt to present a new interpretation of the relationship between BI and reciprocity from the perspective of Rawls's concept of publicity, and then point out the issues that need to be resolved in justification of BI.